

舞総総第131号
令和7年10月10日

市民オンブズマンまいづる

代表 森本 隆 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津
(公 印 省 略)

弁明書の送付及び反論書の提出について

令和7年9月19日にあなたから提出された、令和7年9月1日付け舞消消第80号による行政文書不存在決定に対する審査請求について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書の副本を送付します。

また、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面(反論書)を提出する場合には、令和7年10月24日までに提出してください。

令和7年10月8日

弁 明 書

舞鶴市消防長 竹本 佳康



審査請求人が令和7年9月19日付けで提起した、舞鶴市消防長の令和7年9月1日付け舞消第80号による行政文書不存在決定処分に関する審査請求について、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 本件処分に至るまでの経緯

- (1) 令和7年8月18日、審査請求人は舞鶴市消防長に対し、東消防署における金庫紛失に関連する文書に関する行政文書開示請求を行った。
- (2) 令和7年9月1日、舞鶴市消防長は審査請求人に対して、「舞鶴警察署に提出した職員の聞き取り調査記録に関するコピー、メモ、メール、電子ファイル等」について、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行った。また、「本件に対して内部調査、事後調査を実施しないことを決定した理由や経緯が分かる書類、議事録等」及び「紛失した現金35万3000円について、誰がどのように補填したのか、また補填していない場合は預かり先への説明や補填せずに済んだ理由等が分かる文書一式」についても不存在決定を行ったほか、「紛失したマスターキー、予備キーの変更に伴う工事書類」の開示決定及び部分開示決定を行った。

3 本件処分の内容及び理由

本件処分は、東消防署における金庫の紛失に関して行った職員への聞き取り調査記録の開示請求に対し、該当する行政文書の不存在決定を行ったものである。

審査請求人は、聞き取り調査を行った場合、手書きメモやワード等による記録の作成を行うものであり、また原本を外部機関へ提出してもその写しやデータを保存するものであると主張する。

しかしながら、本事案は、口頭での相談として受理された上で警察からの協力要請のもと警察に提出するために、聞き取り調査の上、関係資料を作成したものである。その際、事案の性質上、公務員の職務遂行とは直接関連しない、個人のプライバシーに深く関わる情報であること、当該資料の流出等のリスクを排除する必要があることから、写し（コピー）は作成せず、かつ、作成した資料のデータは削除したものである。

以上の経緯により、当該資料については、警察への提出後、本件処分の時点において、本件対象文書は不存在となったものである。

反論書送付通知書

令和 7 年 10 月 14 日

(宛先) 舞鶴市長

審査請求人 市民オンブズマンまいづる
代表 森本隆

令和7年9月1日付け舞消消第80号による行政文書不存在決定に対する審査請求に
関して、行政不服審査法第30条第1項の規定により、下記の反論書等を別添のとおり
提出します。

記

- 1 反論書 1通
- 2 添付書類

3 通